



cutting through complexity

「IFRS第9号について、すべてのデュー・プロセスの要件が達成された。2014年半ばには、2018年1月1日を強制適用日とする最終基準書が公表される見込みである。」

KPMGグローバル
IFRS金融商品リーダー
Chris Spall



金融商品プロジェクトの動向

本ニュースレターは、2014年2月における金融商品 (IAS第39号の差替え) プロジェクトに関するIASBの審議の概要を解説しています。

2014年2月の会議において、IASBは、IFRS第9号の強制適用日について暫定合意に達し、IFRS第9号の分類及び測定に関する限定的な改訂並びに減損の章について書面投票用草案 (ballot draft) を作成することで合意した。

概要

IFRS第9号 (2014年版)

- IFRS第9号の強制適用日は、2018年1月1日とする。
- 分類及び測定並びに減損フェーズに関するすべてのデュー・プロセスの要件が満たされたことを受けて、2014年半ばに最終基準書が公表される見込みである。
- IASBは、FASBの分類及び測定フェーズに関する意思決定により、コンバージェンスの達成が不可能となることに失望を表明した。

公正価値測定

- 相場価格のある投資の会計単位を明確にする公正価値測定の修正が適用される会計期間の期首利益剰余金を調整することによって、この公正価値測定の修正を当初適用する。
- すべてのデュー・プロセスの要件が満たされたことを受けて、2014年第2四半期に公開草案が公表される予定である。

マクロ・ヘッジ会計に関するディスカッション・ペーパーは、2014年第1四半期に公表される予定である。

適用日が合意された

これまでの経緯

2008年11月以来、IASBは、金融商品会計基準（IAS第39号「金融商品：認識及び測定」）を改善し、簡素化した基準書に差し替える作業を行っている。IASBは、IAS第39号の差替えプロジェクトを、以下の3つのフェーズに分割した。

- フェーズ1：金融資産及び金融負債の分類及び測定
- フェーズ2：減損
- フェーズ3：ヘッジ会計

2008年12月、FASBは、同様のプロジェクトをアジェンダに追加した。ただし、FASBは、IASBと同じようなフェーズに分けたアプローチを採用しなかった。2013年12月、FASBは、金融商品の分類及び測定並びに減損について、IASBと同様の会計モデルの検討を続行しないことを暫定的に決定した。

分類及び測定

IASBは、金融資産及び金融負債の分類及び測定に関する規定を含むIFRS第9号「金融商品」（2009年版）及びIFRS第9号（2010年版）を公表した。さらに2012年11月、IASBは、IFRS第9号の分類及び測定に関する規定の限定的な改訂に関する公開草案（分類及び測定に関する公開草案）を公表した。

2013年2月、FASBは改訂公開草案（会計基準更新書（Accounting Standards Update, ASU）案「金融商品-全般（Subtopic 825-10）：金融資産及び金融負債の認識及び測定」（ASU案）を公表した。2013年12月、FASBは、金融資産の契約上のキャッシュフローの特性を評価する元本及び利息の支払いのみ（SPPI）のモデルの検討を続行せず、現行のU.S. GAAPのガイダンスを引き継ぐことで合意した。2014年1月、FASBは事業モデルの評価について審議し、このモデルの検討を続行しないことで合意した。

減損

IASB及びFASB（両ボード）は、現行のIAS第39号「金融商品：認識及び測定」の発生損失モデルを差し替える、予想信用損失に基づく金融資産の減損に関するモデルに共同で取り組んできた。2012年7月の合同会議において、FASBは共同で進めてきたプロジェクトの方向性について懸念を表明し、2012年12月に独自の減損モデルである現在予想信用損失（CECL）モデルの公開草案を公表した。その一方、IASBは単独で3バケット・モデルの開発を継続し、2013年3月に新たな公開草案（減損に関する公開草案）を公表した。2013年12月、FASBはCECLモデルを引き続き改善していくことを決定した。

ヘッジ会計

2013年11月、IASBは、IFRS第9号「金融商品」（2013年版）の一部として、新たな一般的なヘッジに関する基準書を公表した。また、マクロ・ヘッジに関するディスカッション・ペーパーの2014年第1四半期の公表に向けた取り組みを行っている。

2014年2月のボード会議の内容

2014年2月の会議において、IASBは、IFRS第9号の強制適用日を2018年1月1日とすることで暫定合意に達した。

IASBは、スタッフからFASBの最近の意思決定に関する分析及びIASBの暫定的な予想信用損失モデルの概要を提示された。また、IASBは、減損に関する公開草案についてコメントした回答者から提起された最も重要な懸念及びその対処方法を提示された。

IASBは、IFRS第9号の分類及び測定に関する限定的な改訂並びに減損の章についての再審議を完了し、最終基準書の書面投票用草案を作成することで合意した。この草案は、2014年半ばに作成される見込みである。

また、IASBは、以下の事項を明確化するプロジェクトを最終化した。

- 子会社、ジョイント・ベンチャーまたは関連会社に対する投資である金融資産の公正価値を測定するための会計単位
- 会計単位とレベル1インプットの利用との相互関係

IASBは、公正価値測定に関する修正が適用される会計期間の期首利益剰余金を調整することによって、この修正を適用することで暫定的に合意した。また、公開草案の書面投票用草案を作成することに合意した。この公開草案は、2014年第2四半期に公表される見込みである。

目次

IFRS第9号（2014年版）	3
公正価値測定：会計単位一移行措置	5
付録A：分類及び測定に関する公開草案についてのIASBの再審議のまとめ	7
付録B：減損に関する公開草案についてのIASBの再審議のまとめ	14
プロジェクト完了までのマイルストーン及びスケジュール	22
KPMGコンタクト	23

IFRS第9号(2014年版)

IFRS第9号の強制適用日は、2018年1月1日である

【強制適用日】

問題の所在

分類及び測定並びに減損に関する公開草案についての審議が実質的に完了したことを受けて、IASBは、2014年2月の会議において、IFRS第9号の強制適用日について審議した。審議は、以下の事項に焦点を当てて行われた。

- 現在進行中の保険契約プロジェクトとの関係。これは、IFRS第9号の適用日と将来の保険契約基準書の提案の適用日が異なる場合、一時的な不整合が生じる可能性があるためである。
- IFRS第9号の一部となる予想信用損失モデルの適用に要する期間。これは、(特に、金融セクターに属する企業にとって)このモデルの適用には最も長い準備期間を要する可能性があるためである。

IASBの意思決定

IASBは、IFRS第9号の強制適用日を2018年1月1日とすることで暫定的に合意した。

KPMGの見解

IFRS第9号はこれまで段階的に公表され、現在複数のIFRS第9号が存在している。IFRS第9号の完成版の公表日から6ヶ月後以降、企業は過去に公表されたIFRS第9号を当初適用することができなくなる。ただし、すでに過去に公表されたIFRS第9号を適用している企業または完成版の公表日から6ヶ月が経過する前に過去に公表されたIFRS第9号を適用した企業は、2018年1月1日の強制適用日まで過去に公表されたIFRS第9号を適用することができる。また、KPMGは、IFRS第9号の完成版は、IFRS第9号(2010年版)の自己の信用に関する規定のみを早期適用すること、またはIFRS第9号全体を適用するもののIAS第39号のヘッジ会計に関する規定を(マクロ・ヘッジのフェーズが最終化するまで)適用し続ける選択をすることを引き続き企業に認めると予想している。したがって、2018年1月1日までは、以下のIFRS第9号を適用することができると考えられる。

- IFRS第9号(2009年版)
- IFRS第9号(2010年版)
- IFRS第9号(2013年版)－IAS第39号のヘッジ会計に関する規定の継続適用を選択する、またはしない
- IFRS第9号(2014年版)(完成版)－IAS第39号のヘッジ会計に関する規定の継続適用を選択する、またはしない
- IAS第39号－IFRS第9号(2010年版)の自己の信用に関する規定の適用を含む

IASBは、FASBの分類及び測定フェーズに関する意思決定により、コンバージェンスの達成が不可能となることに失望を表明した

【FASBの提案との関係】

IASBは、スタッフからFASBの分類及び測定並びに減損フェーズに関する最近の意思決定に関する分析を提示された。

IASBは、分類及び測定フェーズについて、FASBが以下の意思決定を行ったことを認識した。

- 2013年12月、契約上のキャッシュフローの特性の評価を続行せず、現行のU.S. GAAPの区分処理規定を引き継ぐことで暫定的に合意したこと
- 2014年1月、U.S. GAAPの目標とする改善が費用対効果アプローチを重視することを踏まえて、事業モデル評価アプローチを継続しないことで合意したこと

IASBメンバーは、コンバージェンスの達成が不可能となることに失望を表明し、2つの異なる基準書に準拠することによってコスト及び経営資源に影響が生じることになることを認識した。

公正価値測定：会計単位一移行措置

公正価値測定に関する修正が適用される期間の期首利益剰余金を調整することによって、この修正を適用する

【問題の所在】

IASBは、以下の項目を測定するための会計単位を明確化するプロジェクトを実施した。

- 子会社、ジョイント・ベンチャーまたは関連会社に対する投資である金融資産の公正価値
- 会計単位とレベル1インプットの利用との相互関係

会計単位は、以下のいずれかとすることができる。

- 投資全体。この場合、評価にプレミアム（例：支配プレミアム）が含まれることがある。
- 投資を構成する個々の株式。この場合、投資の規模によるプレミアムを評価に含めない。

過去の審議において、IASBは以下の事項を暫定的に決定した。

- 子会社、ジョイント・ベンチャーまたは関連会社に対する投資の会計単位は、その投資を構成する個々の金融商品ではなく、その投資全体とする。
- ただし、相場価格のある金融商品で構成される投資の公正価値測定については、活発な市場における相場価格が公正価値の最も信頼性のある証拠を提供することから、その金融商品の相場価格（P）と保有する金融商品の数量（Q）の積（ $P \times Q$ ）としなければならない。

また、IASBは、この会計単位を明確にする公開草案に、ポートフォリオ測定の例外規定を市場リスクが実質的に同一なレベル1の金融商品のみで構成されるポートフォリオに適用するケースを例示するための非公式（non-authoritative）の設例を含めることで暫定的に合意した。この設例は、ネット・リスク・エクスポージャーを構成する個々の金融商品のレベル1の価格を基礎としてポートフォリオの公正価値を測定しなければならないことを明確化する。

【IASBの意思決定】

IASBは、移行措置に焦点を当てて審議を行い、以下の事項について暫定合意に達した。

- 相場価格のある投資の公正価値測定の修正案が最初に適用される期間の企業の期首利益剰余金を調整することによって、この修正案を適用する。「会計期間における」測定方法の変更による影響は、純損益に認識される。企業は、期首利益剰余金におけるキャッチアップ調整について開示しなければならない。
- ただし、減損会計の目的上、相場価格のある資金生成単位の処分費用控除後の公正価値を測定する場合には、修正案は「将来に向かって」適用される。
- 修正案は早期適用が認められる。

この修正案は会計上の見積りの変更と類似しているため、IASBは、将来に向かっての適用は以下の規定と整合すると結論付けた。

- IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の会計上の見積りの変更に関する規定
- IFRS第13号「公正価値測定」第66項の評価技法の変更に関するガイダンス

ただし、IFRSの初度適用企業については、この修正案はIFRS開始財政状態計算書において「遡及」適用されることでIASBは暫定合意した。

公開草案は、2014年
第2四半期に公表さ
れる予定である

【次のステップ】

IASBは、スタッフに公開草案の書面投票プロセスを開始することを許可した。したがって、IASBは、2014年第2四半期に公開草案を公表し、その公表日から120日間のコメント募集期間を設ける予定である。

付録A: 分類及び測定に関する公開草案についてのIASBの再審議のまとめ

IASBの審議事項		IASBの暫定合意	IFRS第9号への変更の有無	分類及び測定に関する公開草案への変更の有無
S P I 要 件	「元本」の意味	「元本」とは、金融資産に対して現在の保有者が移転した金額である。	有	有
	「利息」の意味	IASBは、以下を行うことで暫定合意した。 ■ 分類に関して僅少な(de minimis)の特性は無視することを明示する。 ■ 「元本及び利息の支払いのみ」の要件の概念的基礎(すなわち、基本的な貸付金に対するリターン(basic lending-type return)の概念)を強調すること。 ■ 貨幣の時間価値及び信用リスクが通常、基本的な貸付金に対するリターンの最も重要な構成要素であるが、唯一の構成要素ではないことを確認する。 ■ 基本的な貸付金に対するリターンは、一般的に流動性リスクへの対価、利益マージン及び金融資産の保有に関連するコスト(例: サービス・コスト)の対価も含むことを明示する。 ■ 基本的な貸付金に対するリターンの構成要素ではない要素(例: 株価連動指数)及びその理由を強調する。 ■ 貨幣の時間価値の意味を明確化する。特に、以下を明確化する。 - 貨幣の時間価値への対価の目的(すなわち、その他のリスク及び金融資産の保有に関連するコストへの対価を除外して、時の経過「のみ」に対する対価を提供すること)を明確化すること - 時の経過に対する対価の提供に関連する要因(特に、金利の適用期間及び金融商品の通貨)を明確化すること - 金利の貨幣の時間価値要素が変更された場合(例えば、金利の適用期間のミスマッチ特性によって)、金利が時の経過のみに対する対価を提供しているか否かを判断するために、定性的及び定量的両方のアプローチを使用することができることを明確化すること(ただし、それぞれのアプローチをどのような場合に使用すべきかについては規定しない) - 定量的評価の代わりに公正価値オプションを適用することを認めないこと	有	有

	IASBの審議事項	IASBの暫定合意	IFRS第9号への 変更の有無	分類及び測定 に関する公開 草案への変更 の有無
S P A R I N G 要 件 (続 き)	「利息」の意味(続き)	■ 規制金利が以下の条件のいずれも満たす場合には、その規制金利を貨幣の時間価値への対価に代わるものとして認める。 - 時の経過に対する対価とおおむね整合する対価を提供していること - 基本的な貸付金の関係と整合しないキャッシュフローのリスクまたは変動性にさらされないこと ■ 貨幣の時間価値要素が変更された金融資産の定量的評価を行う方法(すなわち、金融商品の契約上の(割引前)キャッシュフローをベンチマーク金融商品と比較して検討すること)についてガイダンスを提供し、分類及び測定に関する公開草案における「重要でないとはいえないレベルではない(not more than insignificant)」という基準を、「重要でない(not significant)」という基準に置き換えること(すなわち、金利に含まれる貨幣の時間価値要素が変化しても、契約上のキャッシュフローとベンチマーク金融商品のキャッシュフローとの間に重要な差異がない(not significant)場合には、その金融資産は「元本及び利息の支払いのみ」の要件を満たす)		
	偶発特性	偶発的なトリガー事象の性質自体は、金融資産の分類を決定付ける要因ではない。 契約上の元本及び利息の支払いのみでないキャッシュフローをもたらす偶発特性は、真正でないものを除き、「元本及び利息の支払いのみ」という要件を満たさない。	有	有
	期限前償還特性及び 期間延長特性	偶発的な期限前償還特性及び期間延長特性と、その他の種類の偶発特性との間に区別は設けない。 契約上の元本及び利息の支払いのみでないキャッシュフローをもたらす期限前償還特性(真正でないものを除く)は、「元本及び利息の支払いのみ」の要件を満たさない。ただし、以下のすべての条件を満たす金融資産は例外とする。 ■ 大幅なプレミアムまたはディスカウントによって取得または組成された金融資産 ■ 元本金額に未払いの経過利息を加えた金額(これに加えて、早期解約に対する合理的な追加補償額を含むこともある)で期限前償還可能な金融資産 ■ 金融資産の当初認識時の期限前償還特性の公正価値が重要でないこと この例外に関する条件を満たす金融資産は、(事業モデルの評価結果により)FVTPL以外の区分への分類要件を満たす。	有	有

IASBの審議事項		IASBの暫定合意	IFRS第9号への変更の有無	分類及び測定に関する公開草案への変更の有無
事業モデル	「事業モデル」の意味	「事業モデル」の用語は、キャッシュフローを生成し企業にとっての価値を創出するために金融資産を管理する方法であることに言及すべきである。 事業モデルの評価の結果、企業は、価値を創出するための活動及びリスクの管理方法について最も関連する有用な情報が提供されるように、金融資産を測定すべきである。	有	有
	事業モデルが評価されるレベル	事業モデルは、特定の目的を達成するために一緒に管理される金融資産グループを反映するレベルで評価すべきである。つまり、事業モデルの評価は、事業が管理される方法を反映しなければならない。	有	有
	事業モデルの評価において考慮すべき情報	最終基準書において、以下の事項を明確にする。 ■ 事業モデルは、多くの場合、事業モデルの目的を達成するために行われる特定の活動によって観察可能である。 ■ これらの事業活動は、通常、以下を反映する。 - 事業の業績が評価され報告される方法（つまり、主要業績評価指標） - 事業モデルの業績に通常影響を与えるリスク - それらのリスクの管理方法 ■ 企業は、すべての関連する客観的な情報を考慮すべきであるが、「起こり得る事態」や最悪のシナリオのすべてを考慮する必要はない。	有	有

IASBの審議事項	IASBの暫定合意	IFRS第9号への 変更の有無	分類及び測定 に関する公開 草案への変更 の有無
事業モデル（続き） 事業モデルの評価における売却の役割	最終基準書の適用ガイダンスにおいて、以下の事項を明確にする。 ■ 売却が事業モデルの評価を左右することはない。企業は売却活動に関する情報を単独で考慮すべきではなく、金融資産の管理方法の全体的な評価の一部として考慮すべきである。 ■ 過去の売却に関する情報は、企業の事業モデルの評価の裏付け及び検証に役立つ。そのような情報は、以下に照らして検討すべきである。 - 売却の理由 - 売却時点で存在した条件 - 将来の売却活動に関する企業の予想 - 将来に予想される売却の理由 ■ 特定の期間における売却の変動は、企業が以下について説明できる場合には、必ずしも企業の事業モデルが変更されたことを意味しない。 - 売却の性質 - 売却の変動が、企業の全般的な事業戦略の根本的な変更を示唆しない理由 ■ キャッシュフローが企業の予想とは異なる方法で実現された場合であっても、評価を行った時点で利用可能なすべての関連する客観的な情報を考慮している限りは、以下のいずれにもならない。 - 過年度の財務諸表の修正再表示 - 当該事業モデルに属する既存の金融資産の分類の変更	有	有
事業モデルの変更	事業モデルの変更は、企業が、その事業にとって重要なレベルの休止または開始を行った場合にのみ生じる。 これは、通常、企業が事業を獲得または処分した場合にのみ生じる。	有	有

	IASBの審議事項	IASBの暫定合意	IFRS第9号への変更の有無	分類及び測定に関する公開草案への変更の有無
事業モデル(続き)	回収のために保有する事業モデル	現行の回収のために保有する「キャッシュフロー(価値)の実現」の概念は、以下の方法により補強される。 ■ 回収のために保有する事業モデルに一般的に関連する活動について審議し、例示を提供する。 ■ 企業が回収のために保有する事業モデルの評価を行う際に考慮すべき情報の内容に関するガイダンスを提供する。 重要でない売却や稀な売却は、売却の理由にかかわらず、回収のために保有する事業モデルと整合する可能性がある。その決定は、判断の問題であり、事実及び状況に基づくものとなる。 過去の売却に関する情報及びパターンは有用な情報を提供する可能性があるが、確定的なものではなく単独で考慮すべきではない。 信用の悪化による潜在的な信用リスクを最小化するための売却は、回収のために保有する事業モデルに不可欠である。 信用リスクの集中を管理するために行った売却は、当該事業モデルにおける他の売却と同様の方法により評価する。	有	有
	第3の測定区分—FVOCI	FVTPL測定区分を残余区分として保持する。	無	無
	FVTPL測定区分のための適用ガイダンス案の明確化	最終基準書において以下の事項を明確にする。 ■ 金融資産がトレーディング目的で保有されているか、または公正価値ベースで管理及び評価されている場合、企業は、資産の公正価値の変動によって、また公正価値を実現することを目的として、その資産を保有するか売却するかを意思決定を行う。 ■ 企業が行う活動は主に公正価値情報に重点を置いており、経営幹部は金融資産の業績評価及び意思決定において公正価値情報を用いる。 ■ もう1つの指標は、財務諸表利用者が、企業の業績を評価する際に、主に金融資産の公正価値情報に関心を持っていることである。	有	有

	IASBの審議事項	IASBの暫定合意	IFRS第9号への変更の有無	分類及び測定に関する公開草案への変更の有無
事業モデル(続き)	FVOCI測定区分のための適用ガイダンス案の明確化	最終基準書において、契約上のキャッシュフローの回収及び売却の両方を目的として金融資産を管理することは、目的そのものではなく、特定の目的を達成するために金融資産を管理する方法を反映するものであることを明確化する。FVOCIに区分される金融資産は、契約上のキャッシュフローの回収及び売却の両方により様々な事業モデル目的を達成するために管理される(例:流動性管理、金利リスク管理、利回り管理、及びデュレーションのミスマッチ管理)。 契約上のキャッシュフローの回収及び売却を通じたキャッシュフローの実現の両方が事業モデルの達成に不可欠である場合、FVOCIにより関連する有用な情報が提供されることを、適用ガイダンスにおいてより明確にするべきである。 契約上のキャッシュフローの回収及び売却の両方の目的で金融資産が管理される事業モデルに典型的に関連する活動について、適用ガイダンスにおいて説明するべきである。 売却の頻度または数量に関する閾値は存在しない。	有	有
	FVOCI測定区分への公正価値オプションの適用範囲の拡大	公正価値オプションの指定により、会計上のミスマッチが解消または大幅に削減される場合には、強制的にFVOCIで測定される金融資産に対しても公正価値オプションの適用を企業に認めるべきである。IFRS第9号における現行の公正価値オプションに従えば、公正価値オプションの指定は当初認識時に行われ、この指定は取消不能である。	有	有
その他	表示及び開示規定の適用範囲の拡大	IAS第1号及びIFRS第7号における表示及び開示規定の適用範囲を、FVOCI測定区分への分類変更及びFVOCI測定区分からの分類変更に拡大する。	有	無
	重要な判断の開示	資産の契約上のキャッシュフローの特性の評価に伴う判断を、財務諸表に認識される金額に重要な影響を与える判断の例としてIAS第1号に追加する。	有	無
	IFRSの初度適用企業の比較情報及び関連する開示	初度適用企業にIFRS第9号への移行のための十分な準備期間を与える。初度適用企業を以下のように取り扱う。 ■ 最初のIFRS報告期間の開始時点がIFRS第9号の強制適用日から1年を経過した日よりも早い場合、比較情報の表示を要求しない。 ■ 比較財務情報がIFRS第9号に準拠しない場合には、追加的な開示を要求する。 ■ 過去に公表されたIFRS第9号の早期適用を選択した場合には、過去公表のIFRS第9号に準拠した比較情報の表示を要求する。	有	有

IASBの審議事項		IASBの暫定合意	IFRS第9号への変更の有無	分類及び測定に関する公開草案への変更の有無
その他(続き)	IFRS第9号の早期適用	企業は、完成版のIFRS第9号を早期適用することができるが、適用開始日が完成版のIFRS第9号の公表日から6ヶ月以後である場合、過去に公表されたIFRS第9号を早期適用することができない。	有	無
	移行措置－経済的関係の変更	移行日において経済的関係の変更を評価することが実務上不可能である場合には、経済的関係の変更についての要求事項を考慮せずに、契約上のキャッシュフローの特性を評価する。	有	有
	移行措置－期限前償還特性	移行日において期限前償還特性の重要性を評価することが実務上不可能である場合には、特定の期限前償還特性の例外を考慮せずに契約上のキャッシュフローを評価する。	有	有
	移行措置－公正価値オプション	企業は、移行時において、過去の会計上のミスマッチがもはや存在しない、または新たな会計上のミスマッチが生じている場合にのみ、公正価値オプションの指定を再検討する。 企業は、分類及び測定に関する規定の改訂により、完成版のIFRS第9号の適用開始時点で従前の指定の基礎となった会計上のミスマッチがもはや存在しなくなった場合、従前の公正価値オプションの選択を取り消すことを要求される。ただし、会計上のミスマッチが継続して存在している場合には、公正価値オプションの選択を取り消すことはできない。 また、分類及び測定に関する規定の改訂を適用したことにより生じた新たな会計上のミスマッチに対して公正価値オプションを適用することができる。ただし、適用開始前にすでに生じていた会計上のミスマッチに対しては、公正価値オプションを新たに適用することはできない。	無	無
	「自己の信用」に関する規定の早期適用	IASBがIFRS第9号にヘッジ会計の章を追加する際に、IFRS第9号の早期適用に関するガイダンスを改訂し、企業がIFRS第9号の自己の信用に関する規定のみを早期適用することを認める。	有－IFRS第9号（2013年版）に含まれる	無

付録B: 減損に関する公開草案についてのIASBの再審議のまとめ

IASBの審議事項		IASBの暫定合意	減損に関する公開草案への変更の有無
一般原則	減損モデルの将来予測の情報への反応の適時性	減損モデルの目的は、信用リスクが著しく増加している金融商品すべてについて残存期間にわたる予想信用損失を認識すること(個々の金融商品レベルであるか、ポートフォリオ・レベルであるかを問わない)である。過大なコストまたは労力なしに入手可能な、将来予測の情報を含む合理的かつ裏付け可能なすべての情報を考慮することが必要となる。さらに、最終基準書に提案の意図を反映した設例を含める。	有 最終基準書では、この目的を明確化し、適用に関する設例を含める。
	信用リスクが著しく悪化していない金融商品についての予想信用損失の認識	当初認識以降信用リスクの著しい増加がない金融商品について、企業は予想信用損失を12ヶ月の予想信用損失で測定する。	無
	残存期間にわたる予想信用損失の認識時期	信用リスクが当初認識後に著しく増加した場合は、残存期間にわたる予想信用損失を認識する。最終基準書では、以下を明確にする(設例を用いて明確にする可能性がある)。 ■ (当初認識時に、信用リスクが類似する金融商品の)特定のポートフォリオについて、当初の信用リスクの上限を設定し、そのポートフォリオの金融商品の報告期間の末日における信用リスクと当初の信用リスクとを比較することによって、信用リスクの著しい増加をより簡単に評価することができる。 ■ 取引相手の評価を通じて信用リスクの著しい増加を評価することができる(ただし、この評価がIASBのモデル案の目的を達成するものであることが条件となる)。 ■ 残存期間にわたる予想信用損失を認識する時期についての評価は、予想信用損失(または、デフォルト時の損失(LGD))の変動ではなく、不履行が発生するリスクの変動のみを考慮に入れて行う。 ■ 残存期間にわたる評価が必要であることを状況が示さない限り、今後12ヶ月間に不履行が発生するリスクの変動に基づいて評価を行うことが認められる。 ■ 金融商品が、残存期間にわたる予想信用損失の認識要件を満たさなくなった場合、12ヶ月の予想信用損失と同額で測定された信用損失引当金を再度計上する。	有 最終基準書は、当初認識後の信用リスクの著しい増加をどのように識別するかを明確にする記述を含むこととなり、また、設例が含まれる可能性もある。
	「不履行」の定義	企業は、信用リスク管理実務と整合する「不履行」の定義を適用することになる。適切な場合には(例:財務制限条項を含む金融商品について)不履行の定性的な指標を考慮しなければならない。また、90日より長い期日超過日数を不履行の要件とすることを証明する、合理的かつ裏付け可能な情報を企業が有する場合を除き、期日経過が90日を超えると不履行が生じているとみなす反証可能な推定を最終基準書に含める。	有 この反証可能な推定は減損に関する公開草案に含まれていなかった。

	IASBの審議事項	IASBの暫定合意	減損に関する公開草案への変更の有無
実務上の簡便法	「30日超の期日経過」に関する反証可能な推定	契約上の支払期日を30日超経過した場合に信用リスクが著しく増加したとみなす反証可能な推定規定は最終基準書に引き継がれる。ただし、通常は将来の予測に関する情報が入手可能であり、それらを考慮しなければならない。 また、以下が明記されることとなる。 ■ この反証可能な推定規定の目的は、信用リスクの著しい増加が生じた金融商品を識別する際の補完または最終時点としての役割を果たすことにある。 ■ 推定は反証可能である。 ■ 反証可能な推定規定を適用することにより、不履行または減損の客観的な証拠が示される前に、信用リスクの著しい増加を識別することができる。	有 最終基準書は、一部の実務上の懸念に対処するために、明確化を行う。
	「信用リスクが低い場合」の実務上の簡便法	報告期間の末日において金融商品の信用リスクが低い場合には、企業はその金融商品の信用リスクは著しく増加していないとみなすことができる。 低い信用リスクという概念の意味及びその適用は、以下のとおり明確化されることになる。 ■ 信用リスクが低い場合の記述を以下のとおり修正することが提案されている。 - 信用リスクの低い金融商品は、不履行となるリスクが低い。 - 当面の借手の債務履行能力が高いと考えられる。 - 貸手は、長期的な経済及び事業環境に不利な変動がある場合に、(必ずしもそうなるとは限らないが)借手の債務履行能力が低くなる可能性があると予想している。 ■ 低い信用リスクの概念は、残存期間にわたる予想信用損失を認識するためのトリガーとなる明確な基準とはならない。 ■ 金融商品は外部機関によって格付けされる必要はないが、低い信用リスクとは、国際的な格付けにおける「投資適格」と同等の水準である。	有 IASBの暫定合意によれば、最終基準書では、信用リスクが低い商品について、信用リスクの著しい増加がなかったものとみなすことを(要求ではなく)容認する可能性がある。また、低い信用リスクの意味と適用についても明確化する。
予想信用損失の測定	割引率	予想信用損失を、実効金利またはそれに近似した率を用いて割り引く。	有 最終基準書では、実効金利またはそれに近似した率の使用が要求されることを明確化する。

IASBの審議事項		IASBの暫定合意	減損に関する公開草案への変更の有無
予想信用損失の測定(続き)	将来の予測に関する情報の使用	予想信用損失の測定において、合理的に入手可能な最善の情報(過去の事象、現在の状況、及び合理的で裏付け可能な将来の事象や経済状況に関する予測についての報告期間の末日における情報を含む)を考慮することになる。	無
	規制上のモデルの使用	規制上の予想信用損失モデルは予想信用損失の算定の基礎となる場合があるが、提案されているモデルの目的に適合するように測定値を調整することが必要となる可能性がある。	無
	12ヶ月の予想信用損失	減損に関する公開草案のBC63項に示されている説明を、最終基準書の適用ガイダンスに含めることにより、12ヶ月の予想信用損失の測定が明確化される。すなわち、12ヶ月の予想信用損失が残存期間にわたる予想信用損失の一部であり、報告日後12ヶ月間に生じた債務不履行による予想信用損失額を表すということが明記されることになる。したがって、12ヶ月の予想信用損失は以下のいずれでもない。 ■ 今後12ヶ月間に債務不履行になると企業が予測している金融商品について企業が負うこととなる、残存期間にわたる予想信用損失 ■ 今後12ヶ月間に予想されるキャッシュ不足額	有 結論の根拠で示されている説明を、最終基準書の適用ガイダンスに含めることにより、12ヶ月の予想信用損失が残存期間にわたる予想信用損失の一部であることが明確化される。
	FVOCIで測定される金融資産	FVOCIで測定される金融資産について、12ヶ月の予想信用損失の認識を免除する規定は導入しない。 最終基準書において、予想信用損失には信用損失についての経営者の予想が反映されることを明確にする。ただし、予想信用損失の見積りににおいて「最善の利用可能な情報」を考慮する際には、経営者は信用リスクに関する観察可能な市場情報を検討しなければならない。	有 最終基準書において、予想信用損失には信用損失についての経営者の予想が反映されることを明確にする。
	適用範囲	減損に関する公開草案に含まれる条件変更に関する規定を、条件変更の理由に関係なく、契約上のキャッシュフローに関するすべての条件変更または再交渉に適用する。	無
金融資産の条件変更	条件変更による利得または損失	条件変更による利得または損失は純損益で認識する。	無
	条件変更後の金融資産への一般モデルの適用可能性	条件変更後の金融資産は、他の金融商品と同様、「対称的な」取扱いの対象となる(すなわち、条件変更後の金融資産は再び12ヶ月の信用損失引当金の対象となる可能性がある)。ただし、契約上のキャッシュフローが変更されたからといって、金融資産の信用リスクが自動的に改善されるわけではないことを強調するため、適用ガイダンスのB24項が明確化される。	有 最終基準書では、B24項の適用ガイダンスはすべての条件変更後の金融資産に適用されることを明確にする。

IASBの審議事項		IASBの暫定合意	減損に関する公開草案への変更の有無
金融保証契約及びリボルビング与信枠 以外のローン・コミットメント	予想信用損失の測定期間	予想信用損失を見積る最長の期間は、企業が信用を供与する義務を負っている契約期間である。	無
	割引率	与信枠残高の未実行部分に係る予想信用損失は、融資実行部分を割り引く際に用いた実効金利と同じ実効金利（またはその近似値）を用いて割り引く。ただし、実効金利を算定できない場合は、減損に関する公開草案の提案に従って割引率を算定しなければならない（すなわち、その割引率は、貨幣の現在価値及びキャッシュフローに固有のリスクについての現在の市場の評価を反映していなければならない）。	有 最終基準書において、（一部例外はあるものの）融資実行部分と未実行部分に同じ割引率を適用することを規定する。
	予想信用損失の表示	企業が未実行残高に関連する予想信用損失を別個に識別することができない場合には、未実行残高に係る予想信用損失引当金は、融資実行額に係る損失引当金と併せて表示する。	有 最終基準書において、特定の状況における実務上の簡便法を設ける。
リボルビング与信枠	予想信用損失の測定期間	予想信用損失（未実行の与信枠に係る予想信用損失を含む）は、企業が信用リスクにさらされる期間にわたって、また将来の融資実行が不可避な期間にわたって（すなわち、行動期間を考慮して）見積る。	有 最終基準書では、測定期間を変更する。
	割引率	リボルビング与信枠の未実行部分に係る予想信用損失は、与信枠を使用した融資実行部分を割り引く際に使用する実効金利と同じ実効金利（またはその近似値）を用いて割り引く。ただし、実効金利を算定できない場合は、減損に関する公開草案の提案に従って割引率を算定しなければならない（すなわち、その割引率は、貨幣の現在価値及びキャッシュフローに固有のリスクについての現在の市場の評価を反映していなければならない）。	有 最終基準書では、（一部例外はあるものの）融資実行部分と未実行部分に同じ実効金利を適用することを要求する。
	予想信用損失の表示	企業が未実行の与信枠に関連する予想信用損失を別個に識別することができない場合には、未実行の与信枠に係る予想信用損失引当金は、実行された与信枠に係る予想信用損失引当金と併せて表示する。	有 最終基準書において、特定の状況における実務上の簡便法を設ける。
購入または組成した信用が毀損している資産	信用損失引当金	POCI資産について、以下の規定を設ける。 ■ 当初認識時にこれらの資産に対する損失引当金は計上しない。その代わりに、残存期間にわたる予想信用損失を実効金利計算に織り込む（信用調整後の実効金利を適用する）。 ■ 当初認識以降の残存期間にわたる予想信用損失の累積変動額を、減損利得または損失として認識する。	無
	金利収益	金利収益は、信用調整後の実効金利をPOCI資産の償却原価（正味の帳簿価額）に適用することによって計算する。	無

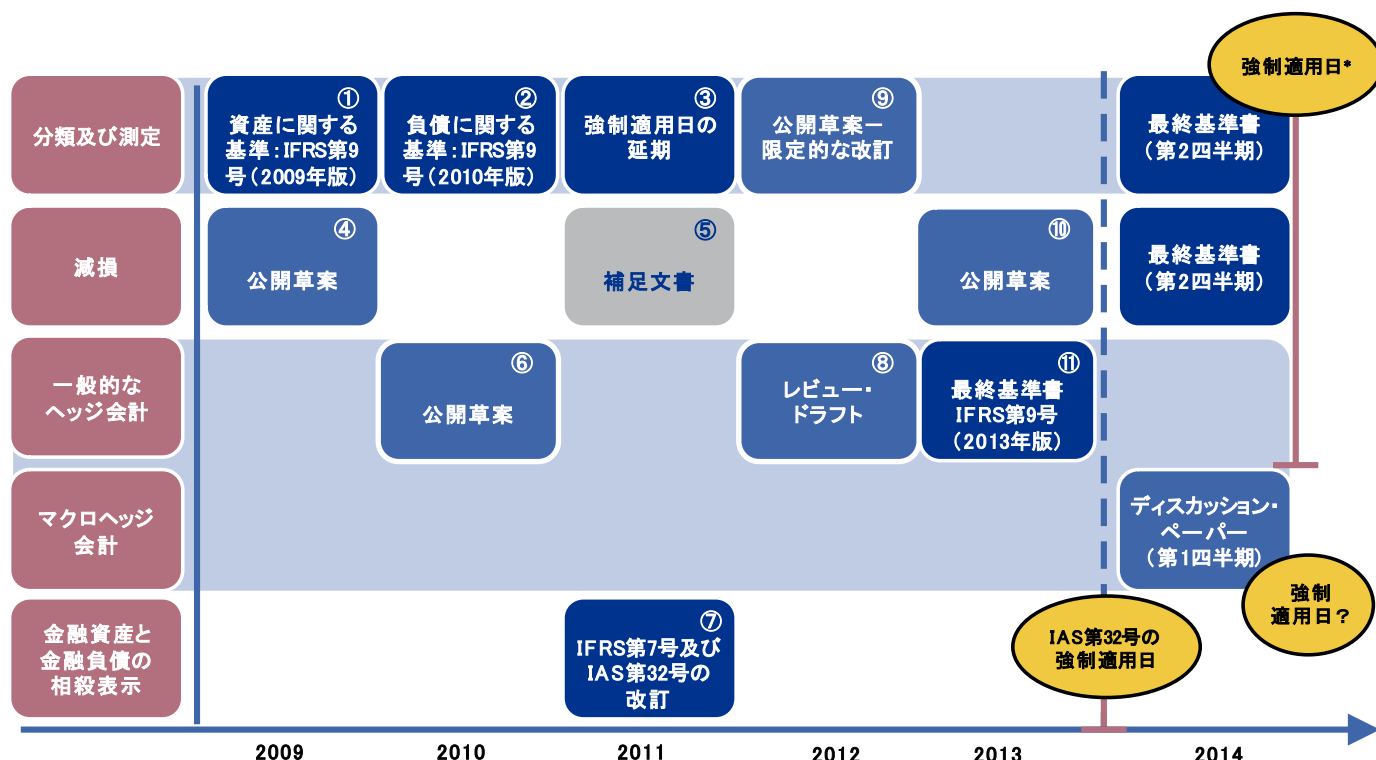
IASBの審議事項		IASBの暫定合意	減損に関する公開草案への変更の有無
売掛債権及びリース債権	簡便的なアプローチ	売掛債権及びリース債権に対して簡便的なアプローチが適用される。 ■ 財務取引を構成しない売掛債権については、当初は取引価格で測定され、常に残存期間にわたる予想信用損失と同額の損失引当金を計上する。 ■ 重要な財務要素を含む売掛債権及びリース債権については、以下のいずれかの会計方針を選択することができる。 - 一般的アプローチを適用する。 - 常に残存期間にわたる予想信用損失を認識する。	無
	簡素化アプローチを用いて評価した債権についての開示	減損に関する公開草案で提案された、簡素化アプローチを用いて会計処理している売掛債権及びリース債権についての開示の軽減を引き継ぐ。	無
金利収益	計算基礎	金利収益は通常、実効金利を資産の帳簿価額総額に適用することにより計算するが、減損の客観的証拠がある場合には、実効金利を資産の正味の償却原価（帳簿価額）に適用することにより計算する。	無
	計算基礎の変更についての要件	報告日現在で減損の客観的証拠がある金融資産については、金利収益の計算を金融資産の純額ベースに変更する。	無
	計算の対称性	金利収益の計算は、対称的とする（すなわち、減損の客観的証拠が存在しなくなった場合には、金利収益の計算を総額ベースに戻す）。	無
表示	表示規定	■ 利息収益及び減損損失（戻入れも含む）を純損益及びその他の包括利益計算書上別個の表示科目で表示する。 ■ 強制的にFVOCIで測定される資産の減損損失累計額の金額を財政状態計算書で表示しない。ただし、損失引当金の金額を開示する。	無
開示目的	開示目的	開示で提供される情報により財務諸表利用者が以下の事項を理解できるようにすることを強調することによって、開示目的を拡大させる。 ■ 企業が信用リスクを管理する方法 ■ 予想信用損失を見積るために使用した方法、仮定及び情報 ■ 企業の信用リスク特性（すなわち、信用リスクの著しい集中を含む金融商品に固有の信用リスク） ■ 当期中の予想信用損失の見積りの変更、及びその変更の理由	有 開示目的を発展させる。
定性的開示	定性的開示	■ 以下の事項を説明する規定を追加する。 - 金融商品の条件変更に関する企業の方針 - マクロ経済情報を見積りに織り込んだ方法 ■ 選択した割引率に関する情報を開示するという規定を削除する。	有 定性的開示の規定を変更する。

IASBの審議事項		IASBの暫定合意	減損に関する公開草案への変更の有無
定量的開示(続き)	調整表	すべての金融資産について、損失引当金の変動に係る主要因に焦点を当てたグロスの帳簿価額の調整表を要求するよう、開示規定を修正する。	有 グロスの帳簿価額に関する定量的開示の規定を、簡素化する。
	条件変更	- 信用損失引当金の測定が残存期間にわたる予想信用損失から12ヶ月の予想信用損失に変更された条件変更金融資産のグロスの帳簿価額の開示を「その変更が行われた期間でのみ」要求する。 - 信用リスクが条件変更後に著しく増加し、その結果、損失引当金の測定が残存期間にわたる予想信用損失に戻るようになる金融資産の悪化率(すなわち、パーセント)を参照することによって、開示規定を明確にする。	有 最終基準書では、どのような場合に条件変更資産のグロスの帳簿価額の開示が要求されるかについて明確化する。また、悪化率を参照することによる明確化も行う。
	担保及び信用リスクの低減	以下の事項を明確にする。 - 担保及びその他の信用補完がすべての金融商品に係る予想信用損失の測定にどのように織り込まれているのかについての定性的情報が開示されること。 - 担保及びその他の信用補完が予想信用損失引当金(または引当金繰入額)に影響を与える程度に関する定量的情報において、担保の公正価値に関する情報は要求されていないこと。 - また、特定の状況においてのみ、担保により予想信用損失がゼロとなっている金融資産のグロスの帳簿価額を開示することを企業に要求することがIASBに提案された。	有 最終基準書では、担保及びその他の信用補完についての開示の範囲を明確化する。
その他の開示	直接減額	最終基準書において、「名目金額」という用語の意味及び以下の事項を明確化する。 - 回収活動が行われている資産の名目金額を開示するという規定は当期中に直接減額した金融資産のみに適用する。 - 過去に直接減額したものの現在も回収活動が行われている金融資産には記述による開示が要求される。	有 「名目金額」という用語の意味を明確にし、名目金額の開示を当期中に直接減額した金融資産のみに要求する。
	信用リスクの内訳	信用リスクの内訳に関する開示規定を修正し、信用リスクの著しい増加を評価するのに延滞情報が利用可能な唯一の借手固有の情報である場合に、金融資産の年齢分析の使用を認めることとする。 信用リスク格付けの数の下限を3つとする規定を削除し、その代わりに、信用リスクの内訳を内部信用リスク管理方法に合わせ、それを継続的に一定期間にわたって適用するという規定を設ける。	有 信用リスクの内訳に関する開示を、リスク管理の実務により近づける。

IASBの審議事項		IASBの暫定合意	減損に関する公開草案への変更の有無
その他の開示(続き)	損失引当金に対する重要な影響	特定のポートフォリオまたは特定の地域により生じた損失引当金に対する重要な影響についての情報の開示を定性的開示に組み込む(減損に関する公開草案では、定量的開示についても要求されていた)ことが提案された。	変更の可能性が有る。 減損に関する公開草案では、特定のポートフォリオまたは特定の地域により生じた損失引当金に対する重要な影響について、定量的分析と定性的分析を別個に開示することが要求されていた。
	個別に評価した金融資産の金額	以下の定量的開示の規定を削除することが提案された。 ■ 金融資産のグロスの帳簿価額 ■ 個別に評価し、残存期間にわたる予想信用損失を認識する要件を満たすローン・コミットメント及び金融保証契約に係る引当金として認識した金額	変更の可能性が有る。 個別に評価した金融資産の金額に関する定量的開示の規定を削除する。
移行措置	遡及適用	最終的な規定は、IAS第8号に従って遡及適用する。	無
	低い信用リスクに関する例外規定	規定を遡及適用する場合、企業は、信用リスクが著しく増加していない金融商品を識別するための低い信用リスクに関する例外規定を適用できる。	無
	信用リスクの見積り	企業は、過度のコストまたは労力をかけずに入手可能な最善の情報を使用して、当初認識時の信用リスクを見積ることができる。	有 最終基準書では、当初認識時の信用リスクの見積りが認められる。
	金融商品の当初認識時の信用リスクの算定または見積りを行うことができない場合	企業が過度のコストまたは労力をかけずに金融資産の当初認識時の信用リスクの見積りを行うことができない場合には、その金融商品の認識が中止されるまでの間の各報告日における信用の質に基づいて損失引当金を測定する。	有 企業が金融商品の当初認識時の信用リスクを見積ることができない場合には、その金融商品の認識が中止されるまでの間の各報告日における信用の質に基づいて損失引当金を測定する。

IASBの審議事項		IASBの暫定合意	減損に関する公開草案への変更の有無
移行措置(続き)	適用ガイダンスまたは設例	最終基準書において、企業が以下を利用している場合に、信用リスクの著しい増加があるどうかを評価する方法を説明した適用ガイダンスや設例を提供する。 ■ 企業が延滞日数によって信用リスクの増加を識別している場合における30日超の期日経過に関する反証可能な推定規定 ■ 移行日現在の信用リスクと当初認識時の信用リスクの上限の(商品の種類別及び(または)地域別)比較	有 最終基準書には、適用ガイダンスや設例が含まれる。
	初度適用	最終基準書の移行措置は、IFRSの初度適用企業にも適用される。	有 減損に関する公開草案には、初度適用企業のための同様の移行措置は含まれていなかった。

プロジェクト完了までのマイルストーン及びスケジュール



* IFRS第9号(2013年版)は、従来2015年1月1日としていたIFRS第9号の強制適用日の規定を削除した。2013年11月のIASBの会議において、IASBは、IFRS第9号の強制適用日を2017年1月1日より前とすることはないが、最終的な適用日は、IFRS第9号の分類及び測定の章並びに減損の章が最終化された時点で決定することで暫定合意した。2014年2月のIASBの会議では、最終的な適用日を2018年1月1日とすることで暫定的に合意した。

KPMGの出版物は、作業計画にある金融商品プロジェクトを様々な段階で検討し、また、関連性がある場合にIAS第39号との比較を提供しています。

KPMGの出版物

- ① IFRS最新基準書の初見分析: IFRS第9号「金融商品」(2009年12月)
 - ・ IFRS第9号に関するKPMGの最新の包括的な見解は、Insights into IFRS: 7A章「金融商品: IFRS第9号」を参照してください。
- ② IFRS最新基準書の初見分析: IFRS第9号「金融商品」への追加規定(2010年12月)
 - ・ IFRS第9号に関するKPMGの最新の包括的な見解は、Insights into IFRS: 7A章「金融商品: IFRS第9号」を参照してください。
- ③ IFRS IN THE HEADLINES: IFRS第9号「金融商品」の改訂—IFRS第9号の強制適用日を2015年1月1日に延期(2011年12月)
- ④ IFRS最新提案の解説: 金融商品: 償却原価及び減損(公開草案 ED/2009/12)(2009年11月)
- ⑤ IFRS最新提案の解説: オープン・ポートフォリオで管理される金融資産の減損(2011年2月)
- ⑥ IFRS最新提案の解説: ヘッジ会計(公開草案 ED/2010/13)(2011年1月)
- ⑦ IFRS最新基準書の初見分析: 金融資産と金融負債の相殺(2012年2月)
- ⑧ IFRS最新提案の解説: ヘッジ会計(2012年9月)
- ⑨ IFRS最新提案の解説: 分類及び測定—IFRS第9号「分類及び測定」の限定的な改訂案(2012年12月)
- ⑩ IFRS最新提案の解説: 金融商品—予想信用損失(2013年3月)
- ⑪ IFRS IN THE HEADLINES: ヘッジ会計の一般規定—IFRS第9号の改訂(2013年11月)

金融商品プロジェクトに関する詳細な情報は、[KPMGのウェブサイト](#)を参照してください。

[IASBのウェブサイト](#)及び[FASBのウェブサイト](#)には、両ボードの会議、会議配布資料、プロジェクトの要旨及びステータス・アップデートが掲載されています。

Americas

Michael Hall

T: +1 212 872 5665

E: mhall@kpmg.com

Tracy Benard

T: +1 212 872 6073

E: tbenard@kpmg.com

Asia-Pacific

Reinhard Klemmer

T: +65 6213 2333

E: rklemmer2@kpmg.com.sg

小澤 季広

T: +81 3 3548 5107

E: toshihiro.ozawa@jp.kpmg.com

Europe, Middle East, and Africa

Colin Martin

T: +44 20 7311 5184

E: colin.martin@kpmg.co.uk

Venkataramanan Vishwanath

T: +91 22 3090 1944

E: vv@kpmg.com

【謝辞】

本ニュースレターの主な執筆者であるVarghese Anthony、Tal Davidson、堀 洋彰及びArevhat Tsaturyanの努力に謝意を表します。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

e-Mail: azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ファイナンシャルサービス本部

このニュースレターは、KPMG IFRG Limitedが2014年2月に発行した「IFRS-Financial Instruments Newsletter Issue 20」を翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs/

IFRS金融商品ニュースレター (IFRS – Financial Instruments Newsletter) は、KPMGが提供する、IASBの金融商品プロジェクトに関する最新情報です。

当該ニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報をお求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡下さい。